

厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正について（案）

令和6年8月8日に人事院勧告がなされ、同年12月17日に改正給与法が可決・成立し、国家公務員の給与改定が行われることから、本市職員の給与改定等を行うため、厚木市職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものです。

人事院勧告では給与制度のアップデートと銘打ち、民間企業等の給与の状況を反映し、職責重視の処遇や共働き世帯の増加等といった時代に即した給与制度に転換するよう示されたことから、本市においても給与制度の見直しを行います。

なお、12月定例会議において、月例給及び期末勤勉手当等の引上げを行いました。今回はそれ以外の人事院勧告に対応するとともに、国家公務員に準ずるよう制度改正を行うものです。

また、厚木市立病院につきましても同様の改正を行います。

1 令和6年人事院勧告（給与法改正）による本市の給与改定の概要

区分	改正概要
給料	行政職(1)、行政職(2)、消防職の給料表のうち、3級から8級までの給料表を改定 ・3～6級 初号近辺の号給をカットし、給料の最低水準を引上げ ・7級 上記と共に、全号給の給料月額を国公準拠し引上げ ・8級 初号の額を引上げ、7級以下との月額の重なりを解消し、昇格メリットを拡大するとともに、より職責重視の給与体系に変更
扶養手当	段階的に、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を14,000円に引上げ
住居手当	再任用職員に対し、一般職員同様の住居手当（借家のみ）を新たに支給
管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当が支給されない管理職手当の支給対象者に対し、災害対応で週休日・休日及び平日深夜に勤務した場合、新たに手当を支給
通勤手当	1箇月当たりの支給限度額を、55,000円に設定
期末勤勉手当	期末勤勉手当の基礎額を算出する際の役職加算について、年齢及び在級期間の要件を廃止し、支給対象を拡大
勤勉手当（任期付）	特定任期付職員の賞与について、特定任期付職員業績手当を廃止し勤勉手当を支給する形とし、期末手当と勤勉手当の支給に再編
災害応急作業等手当	本市の区域外の地域に派遣され、災害応急作業等の業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給

2 厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（案）について

（１）改定内容

ア 給料

行政職（１）、行政職（２）及び消防職の給料表のうち、３級から８級までの給料表を改定します。

（ア）給料表の改定

- ・ ３～６級 初号近辺の号給をカットし、給料の最低水準を引き上げます。カットする号給に位置する職員がいる場合、直近上位の号給に昇給しますが、対象者はいません（給料月額が変更となる職員はいません。）。
- ・ ７級 これまで国家公務員と比べ、全号給で低かった給料月額を、国に準じて引き上げます。
- ・ ８級 初号の額を引き上げ、７級以下との給料月額の重なりを解消し、昇格メリットを拡大するとともに、より職責重視の給与体系に変更します。

（イ）号給の切替

初号近辺の号給をカットすることで、給料表における各級の号給の数が変更となることから、号給の切替表を用いて各職員が持つ号給を変更します。これにより給料月額が変更となる職員は原則いませんが、行政職（１）と消防職の７級及び８級の職員については、各号給で給料月額の引上げがあるため、増改定となります。

（ウ）対象者及び影響額

- ・ 対象者 36 人（令和６年４月１日現在）
- ・ 影響額 8,728 千円（地域手当及び期末手当への跳ね返し分を含む。）

※号給の切替に伴う行政職（１）と消防職の７級及び８級の職員に係る昇給分

イ 扶養手当

段階的に、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げます。また、給料表の改定に伴い、8級職員の給料月額を国家公務員に準じるよう改定することから、該当職員の父母等に係る手当の額を国に準じて変更します。

※ 父母等…父母、祖父母、孫、弟妹、心身に著しい障害がある者

(単位：円)

区分	令和6年度(現行)	令和7年度	令和8年度
配偶者	7,500	4,000	0
子	11,000	12,000	14,000
父母等	7,500	7,500 (8級職員 3,500)	7,500 (8級職員 3,500)

・対象者 配偶者 364 人、子 1,032 人、父母等 27 人

・影響額 令和7年度 ▲4,505 千円

令和8年度 4,979 千円 (令和6年度比)

※ 地域手当及び期末手当への跳ね返り分を含む。

ウ 住居手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の処遇の改善を図るため、借家の住居手当を支給します。

・対象者 3 人 (令和6年4月1日現在)

・影響額 972 千円 (借家のみ)

なお、常勤職員の持ち家に対する住居手当につきましては、国家公務員に準拠するため、段階的に金額を減少させ、今後5年間で廃止します。

区分	R 6 (現行)	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
住居手当 (持ち家)	9,800	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	0

・対象者 1,486 人 (令和6年4月1日現在)

うち、住居手当 (持ち家) の支給対象者は716 人

・影響額 令和7年度 ▲6,874 千円

令和8年度 ▲15,466 千円 (令和6年度比)

エ 管理職員特別勤務手当

時間外勤務手当が支給されない管理職手当の支給対象者に対し、災害対応で週休日・休日及び平日深夜に勤務した場合、新たに手当を支給します。

(ア) 制度概要

災害対応のうち、配備体制が準備配備以上となった場合に管理職員特別勤務手当を支給します。

- ・該当職員が緊急で週休日または休日に勤務 … 12,000 円以内

- ・該当職員が緊急で平日の午後 10 時～午前 5 時に勤務 … 6,000 円以内

※規則で級ごとの支給額を定めます。

(イ) 対象者及び影響額

- ・対象者 281 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）

- ・影響額 2,096 千円

※ 年度内に一人一回、週休日・休日に勤務した場合

オ 通勤手当

現在、国家公務員を始め、近隣市町村では通勤手当の 1 箇月当たりの支給限度額を 55,000 円と定めている中、本市では限度額の規定がないため、1 箇月 55,000 円を支給限度額とするよう改めます。

地方自治体においては都道府県をまたぐ広域の異動や単身赴任を想定しておらず、災害、イベント対応等も必要であることから、近隣市町村の状況を踏まえ限度額を設定するものです。

- ・対象者数 0 人（限度額を超過して支給する職員はなし）

- ・影響額 0 円

カ 期末勤勉手当

期末勤勉手当の算定に当たっては役職に応じた加算をしているところですが、行政職給料表（１）及び消防職給料表の 3 級の職員並びに行政職給料表（２）の 4 級の職員について、在級期間等の定めがあったものを廃止し、加算対象者を拡大するよう改めます。

- ・対象者数 3 人（令和 6 年 4 月 1 日現在、新たに支給対象となる職員）

- ・影響額 39 千円

(2) 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

3 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（案）について

（１）改定内容

ア 特定任期付職員に勤勉手当を支給

特定任期付職員の賞与はこれまで、期末手当と、顕著な功績を収めたものに支給できる特定任期付職員業績手当で構成されていましたが、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給するよう改めます。

これにより、人事評価の結果を柔軟に取り入れた支給を可能とします。

- ・対象者数 1人
- ・影響額 76千円

【前年度の支給月数】

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和6年度	期末手当	1.70月	1.75月	3.45月

【改定後】

年 度	手 当	6月期	12月期	年 間
令和7年度	期末手当	0.95月	0.95月	1.90月
	勤勉手当	0.875月	0.875月	1.75月
	合 計	1.825月	1.825月	3.65月

（２）施行日

令和7年4月1日

4 厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について

（１）改正内容

ア 災害応急作業等手当の支給

職員が国や県等からの派遣要請に基づき、異常な自然現象により重大な被害が発生した本市の区域外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務に従事した場合に支給します。

イ 支給額

日額 1,080 円

※ 人事院規則 9-30（特殊勤務手当）で規定する応急作業等の手当額に準じます。

ウ 対象業務

災害現場での巡回監視、応急作業、災害状況調査、避難所の運営、罹災証明にかかる家屋調査など。

（２）施行日

令和 7 年 4 月 1 日

（３）対象者及び影響額

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の場合を想定し試算すると、423 千円の特
殊勤務手当の支出が見込まれます。

- ・対象者数 87 人
- ・影響額 423 千円